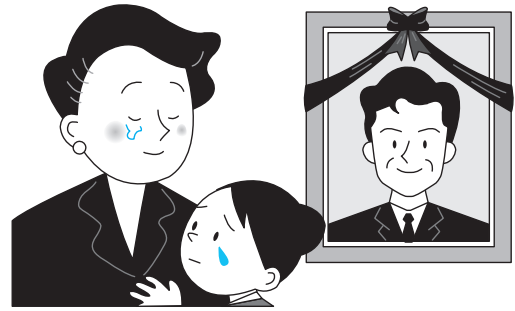


死亡したとき

被保険者が死亡したときは、扶養されていた遺族に「埋葬料」が支給されます。また、**被扶養者である家族**が死亡したときには、被保険者に「家族埋葬料」が支給されます。



被保険者 **本人**が死亡したとき

本人によって扶養されていた遺族に「埋葬料」が支給されます。

受けられる
給付

埋葬料

支給される額

50,000 円

家族や身近な人がいない場合は、実際に埋葬を行った人に、埋葬料の支給額の範囲内で、埋葬にかかった実費が、「埋葬費」として支給されます。

リリー健保の付加給付

リリー健保では法定給付に上乗せして、さらに付加給付を支給しています。

埋葬料付加金

10,000 円が支給されます。

被扶養者である **家族**が死亡したとき

被保険者本人に「家族埋葬料」が支給されます。

受けられる
給付

家族埋葬料

支給される額

50,000 円

リリー健保の付加給付

リリー健保では法定給付に上乗せして、さらに付加給付を支給しています。

家族埋葬料付加金

10,000 円が支給されます。

業務上の事故が原因のとき

業務上あるいは通勤途中の事故などが原因で死亡したときは、労災保険の「葬祭料」が支給されます。ただし、業務上の負傷等でも労災保険の給付対象とならない場合は健康保険の扱いとなります。

詳しい手続きは **73** ページ参照

Q & A

Q 埋葬料の支給を受けられる“本人によって扶養されていた遺族”とはどの範囲の人ですか。

A 被保険者の死亡の当時、その収入によって生計の一部でも頼っていた人であれば、被扶養者の範囲に限らずに、同一世帯に属していなくても、親族関係がなくてもよいとされています。

Q 埋葬費の場合“埋葬に要した費用”とはどの範囲のものをいうのですか。

A 葬儀代はもちろんですが、そのほかに霊柩車代、霊前への供物代、僧侶への謝礼なども含まれます。

Q 埋葬料の支給にあたり、死亡の原因は問われますか？

A 業務上および通勤途中以外のものであれば、死因は問われません。

Q 死産のとき、家族埋葬料は受けられますか。

A 受けられません。死産の場合には被扶養者とはなりえないからです。ただし、出産のあと2～3時間で死亡したような場合は、家族埋葬料が支給されます。

退職後も、一定条件を満たせば埋葬料を受けることができます場合があります（詳しくは 75 ページ参照）。